

平成18年5月12日

各位

会社名 株式会社 阪急百貨店
代表者名 代表取締役社長 新田 信昭
(コード番号 8242 東・大証第1部)
問い合わせ先 取締役専務執行役員 若林 純
(TEL. 06-6361-1381)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の当社取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第87期定時株主総会に下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)並びに「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款について、次のとおり所要の変更を行うものであります。

変更案第4条(機関設置)第7条(株券の発行)第11条(株主名簿管理人)につきましては、「会社法」が施行された平成18年5月1日より定めがあるものとみなされている事項につき、規定の新設・変更を行うものであります。

変更案第9条につきましては、単元未満株主の権利に関する規定を新設し、定款で明確化するものであります。

変更案第14条につきましては、株主総会の開催場所の規定を新設し、定款で明確化するものであります。

変更案第17条につきましては、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の開示にインターネットを利用できる規定を新設するものであります。

変更案第27条につきましては、機動的な経営判断が必要となる事態に備え、取締役会の書面決議に関する規定を新設するものであります。

変更案第4条で会社の機関を規定いたしましたことに伴い、取締役・監査役の報酬等に関し変更案第29条、第37条を、また、会計監査人につきましては新たに第6章を設け、選任・任期・報酬等に関し変更案第39条、第40条、第41条をそれぞれ新設するものであります。

変更案第44条につきましては、経営状況に即応した配当政策の実施を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会で決議できる旨の規定を新設するものであり、また、これに伴い不要となる現行定款第6条（自己株式の取得）を削除するものであります。

その他、「会社法」の施行に伴い、規定の削除や条文の移設、用語や引用条文の変更等、所要の整備・変更を行うものであります。

(2) 変更案第5条につきましては、インターネットの普及に伴い、その優れた情報伝達機能の有効活用を図るため、公告方法を電子公告によるものと変更するものであります。

(3) 変更案第20条につきましては、平成14年4月1日より執行役員制度を導入しておりますが、同制度の定着に伴い、取締役の員数を変更するものであります。

(4) 変更案第30条、第38条、第42条につきましては、取締役、監査役並びに会計監査人がその職務を遂行するにあたり、萎縮することなくその責務を果たし、また、見識・経験ともに豊かな社外取締役並びに社外監査役を今後とも招聘できるよう、法令の定める範囲内で責任の免除ができる旨の規定を新設するものであります。

なお、取締役の責任免除に関する規定（変更案第30条）につきましては、各監査役の同意を得ております。

(5) 上記変更に伴い、条数の変更や一部字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更案並びに現行定款は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月28日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成18年6月28日（水曜日）

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (省 略)</p> <p>(目 的) 第 2 条 (省 略)</p> <p>(本店および支店) 第 3 条 当社は、本店を大阪市に置き、各地に支店を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は、3億株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式の数) 第 7 条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p>(機関設置) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3億株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p>第 8 条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その单元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、单元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、单元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する手続およびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された、議決権を行使しうる株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 前項およびその他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とみなすことができる。</p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p>第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。 — (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 — 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 — 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(開催の時期) 第12条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集する。</u> 前項のほか、必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議長) 第13条 <u>総会の議長は、社長がこれに当たる。</u> 社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第14条 総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 株主またはその法定代理人は、議決権を行使し<u>う</u>他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 <u>ただし、株主または代理人は、総会の前</u>に、当会社に<u>委任状を提出するものとする。</u></p> <p>(議事録) 第16条 <u>総会の議事については、議事録を作り、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集する。</u> — (現行どおり)</p> <p>(開催場所) 第14条 <u>当社は、大阪市で株主総会を開催する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第15条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長) 第16条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第18条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u> — <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を</u>代理人として、その議決権を行使することができる。 — <u>株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(定員) 第 1 7 条 当社の取締役は <u>2 3</u> 名以内とする。</p> <p>(選任) 第 1 8 条 取締役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議については、<u>累積投票</u>によらないものとする。</p> <p>(任期) 第 1 9 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会が<u>終了した時に満了</u>する。</p> <p>(取締役会長・取締役社長等) 第 2 0 条 取締役会は、その決議により<u>取締役会長・取締役社長各 1 名、取締役副社長若干名を置く</u>ことができる。 取締役会は、その決議により<u>相談役を置く</u>ことができる。</p> <p>(代表取締役) 第 2 1 条 <u>当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役会) 第 2 2 条 当社の業務執行は取締役会においてこれを決する。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 2 3 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、<u>会日より 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会規則) 第 2 4 条 取締役会に関する事項については<u>取締役会で定める取締役会規則</u>による。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第 2 0 条 当社の取締役は、<u>1 0</u> 名以内とする。</p> <p>(選任) 第 2 1 条 取締役は、<u>株主総会の決議によって</u>選任する。 — 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 — (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 2 2 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の<u>終了の時</u>までとする。</p> <p>(取締役会長・取締役社長等) 第 2 3 条 取締役会は、その決議によつて<u>取締役会長・取締役社長各 1 名、取締役副社長若干名を選定</u>することができる。 — 取締役会は、その決議によつて<u>相談役を置く</u>ことができる。</p> <p>(代表取締役) 第 2 4 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(取締役会) 第 2 5 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 2 6 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、<u>会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</u> <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 2 7 条 当社は、<u>会社法第 3 7 0 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則) 第 2 8 条 取締役会に関する事項については、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(定員) 第 2 5 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(選任) 第 2 6 条 監査役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第 2 7 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会が終了した時に満了する。</p> <p>(常勤の監査役および常任監査役) 第 2 8 条 監査役の互選により、常勤の監査役を定める。また、監査役の互選により常任監査役を置くことができる。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 2 9 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>(監査役会規則) 第 3 0 条 監査役会に関する事項については監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p>(報酬等) 第 2 9 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 3 0 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第 3 1 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任) 第 3 2 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第 3 3 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役および常任監査役) 第 3 4 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また、監査役会の決議により常任監査役を選定することができる。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 3 5 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、<u>この期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規則) 第 3 6 条 監査役会に関する事項については、<u>法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第31条 当社の営業年度は、1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。</p>	<p>(報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任) 第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期) 第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任限定契約) 第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(利益配当金) <u>第 3 2 条 利益配当金は、毎決算期末現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。</u></p> <p>(中間配当金) <u>第 3 3 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 3 0 日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間) <u>第 3 4 条 利益配当金または中間配当金が、支払開始の日から 3 年を経過しても、なお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第 4 4 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) <u>第 4 5 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</u> <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。</u> <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第 4 6 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>